ACSES ニュースレター_２０６４号（2021 年 3 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・近畿大法医学教室教授　架空請求で不正受給か〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・不燃化技術研究組合に対する行政処分を行いました〈経済産業省・農林水産省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・柏崎刈羽原発でテロ対策不備、規制委が東電に初の是正措置命令の方針〈新聞報道〉
・京大、研究用原子炉１基の廃炉検討 26 年に運転停止も〈新聞報道〉
[大震災対策]
・震災がれきで中皮腫死 同僚「粉じんの中で働いた」公務災害訴訟〈新聞報道〉
[大災害対策]
・「危機管理対策マニュアル策定指針」について更新しました。〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書を公表します～事務所衛生基準規則の改正に向けて～〈厚生労働省〉
[4] 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」の改訂及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」の策定について〈農林水産省〉
[5] 花王株式会社との共同研究により「動物を用いないヒトの毒性予測手法 」の開発を始めました（NICE プログラム）～動物実験削減に貢献すると共に、毒性リスクのない材料 開発の効率化を図り、企業のイノベーションを支援 して参ります～〈製品評価技術基盤機構〉
[6] 化学物質管理マニュアル
◇中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアル（第 3 版）〈全国中小企業団体中央会〉
[7] 農薬
◇農薬「セダキサン」、「ピリオフェノン」、「フルチアニル」、及び「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇残留農薬分析技術に関する情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬の検査技術に関する調査研究報告を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.06 (2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇『食品の安全性に関する用語集』を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
[9] 温暖化対策関係

山葵（ワサビ）

◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業省・環境省告示第２号）〈官報〉
◇温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第３号）〈官報〉
［10］環境安全関係
◇『「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』の改訂について〈環境省〉
◇（仮称）山形県遊佐町沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［11］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　２件
［12］その他省庁発表　５件
［13］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
［14］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件

****
［1］*化学物質関係事故、事件関係*
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023628/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210325_1.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：58 件
うち重大事故等として通知された事案：31 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023627/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210325_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報:16件、3.食中毒情報：９件

・近畿大法医学教室教授　架空請求で不正受給か
＜産経ニュース　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.sankei.com/affairs/news/210325/afr2103250001-n1.html
大阪府で長年、司法解剖に携わっていた近畿大医学部法医学教室の男性教授（６６）が、医療用品を業者に発注したと装い、大学側から購入費を不正に受け取っていた疑いがあることが２４日、関係者への取材で分かった。不正額は数千万円にのぼる可能性があり、近大は詳しく調査している。
関係者によると、教授は「立て替え払いで（医療用品を）購入した」として領収書を提出し、費用を大学から受け取っていたという。だが、現在は取引をしていない業者の領収書が大学側に提出されていることが判明。さらに、購入していたはずの医療用品が納入されていなかったことも分かったという。

教授は約４０年間にわたり、計約４千件の司法解剖を担当していた。大阪府警は問題発覚を受け、近大への司法解剖の依頼を当面中止している。

教授と取引のあった大阪市内の医療機器販売業者の社長は取材に、偽造した納品書を教授に渡していたことを認めた上で、「顧客なので（教授の依頼を）断れなかった。納品書に書かれた医療用品を納入する代わりに、教授にゴルフ用品を渡すこともあった」などと話した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・不燃化技術研究組合に対する行政処分を行いました

＜経済産業省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210324003/20210324003.html

＜農林水産省　2021年3月24日＞　https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/210324.html

経済産業省及び農林水産省は、本日、技術研究組合法（昭和36年法第81号。以下「法」という。）に基づく技術研究組合である不燃化技術研究組合（法人番号：9010605003207、事務所：東京都江東区）に対し、法第178条第1項に基づき必要な措置をとるべき旨を命じましたので、お知らせします。

1. 処分内容

法第178条第1項に基づく必要な措置をとるべき旨の措置命令

令和3年4月26日までに、以下の措置を講じること。

令和2年度事業計画及び収支予算について、法第20条第1項で定める期日までに、法第49条第1項で定める総会の決議を経ていないため、今後このようなことが起こらないよう再発防止策を策定し、主務大臣に提出すること。

法第38条に従い、監事の監査を受け、理事会及び総会を招集し、それぞれの承認を得て、貴組合の令和元年度事業報告書及び決算関係書類を作成し、法第175条に従い主務大臣に提出すること。また、今後このようなことが起こらないよう再発防止策を策定し、主務大臣に提出すること。

2. 処分の理由となる法令違反事項

(1) 令和2年度事業計画及び収支予算関係（法第20条第1項及び第49条第1項）

令和2年度事業計画及び収支予算の作成に当たり、総会の決議を経ていない。

(2) 令和元年度事業報告書及び決算関係書類（法第38条第4項及び第175条第1項）

令和元年度事業報告書及び決算関係書類は、監事の監査を受けていない。

（参考）他の技術研究組合に対する注意喚起

経済産業省及び農林水産省は、上記の不燃化技術研究組合に対する処分のほか、同様の法令違反が他の技術研究組合で発生することを防止するために、各技術研究組合に対し、組合運営に当たっては、法令、定款を遵守するとともに、「CIP（技術研究組合）の設立・運営ガイドライン」を参照するよう要請した。（別添参照）

関連資料

技術研究組合法等に基づく組合運営の徹底について（要請）

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210324003/20210324003-1.pdf

---

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・柏崎刈羽原発でテロ対策不備、規制委が東電に初の是正措置命令の方針

＜読売新聞　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210324-OYT1T50140/

東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）で侵入者を検知するテロ対策設備に重大な不備が見つかった問題で、原子力規制委員会は２４日、定例会を開き、原子炉等規制法に基づき、東電に核燃料の移動を禁じる是正措置命令を出す方針を決めた。長期間にわたり第三者が不正に原発内に侵入できる可能性があったことを重く見た。

２０１２年の規制委発足後、是正措置命令を出すのは初めて。規制委は今後、東電に処分内容を通知し、弁明の機会を設けた上で正式に処分を決める。

柏崎刈羽原発には７基の原子炉があり、すべて停止中。故障したテロ対策設備１６か所のうち１０か所が３０日以上機能していなかったことが判明し、安全に関わる４段階の重要度評価で最も深刻な「赤」と判定された。

規制委は東電に対し、行政処分とは別に９月２３日までに再発防止策などの報告も求めている。規制委は報告を受けた後、のべ２０００時間の追加検査を行い、東電の改善策などを確認する。追加検査には１年以上かかるとみられる。読売新聞の報道で明らかになった、昨年９月に所員が他人のＩＤカードで中央制御室に不正進入した問題も併せて扱うことにしている。

・京大、研究用原子炉１基の廃炉検討 26 年に運転停止も

＜京都新聞　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/535858

京都大複合原子力科学研究所は２４日、大阪府熊取町にある研究用原子炉「ＫＵＲ」（出力５千キロワット）について２０２６年の運転停止と廃炉作業開始の検討をしていると明らかにした。今後、京大としての方針決定に向けた議論が進められる見通し。

同研究所によると、ＫＵＲは大学の研究炉としては国内最大で１９６４年に初臨界し、放射線の医療応用などの研究にも使われてきた。使用済み核燃料は２０２６年５月まで米国が引き取ることが合意されているが、それ以降の見通しが立っておらず課題となっていた。

将来的に、同研究所にもう１基ある原子炉施設の臨界集合体実験装置などを継続して利用すると共に、廃炉となる福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」の敷地内に新設される予定の試験研究炉で研究を続ける方針。試験研究炉の完成時期は未定という。

[大震災対策]

・震災がれきで中皮腫死 同僚「粉じんの中で働いた」公務災害訴訟

＜毎日新聞　2021 年 3 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210324/k00/00m/040/119000c

1995 年の阪神大震災でがれき収集を担い、2013 年に腹膜中皮腫で死亡した兵庫県明石市職員、島谷和則さん（当時 49 歳）の遺族が、公務災害の認定を求めた訴訟の判決が 26 日、神戸地裁で言い渡される。被告の地方公務員災害補償基金は「中皮腫を発症する大量の石綿吸引はなかった」と主張しており、震災時の作業環境が争点となっている。島谷さんの元同僚は「種類を問わずがれきを運び、粉じんの中で働いた」と当時を振り返る。

路上などのがれき収集担当

阪神大震災で明石市は約 1 万棟の建物が全半壊し、市環境事業所で働く島谷さんは路上やごみ置き場のがれきを収集した。2012 年 6 月に中皮腫と診断され、同基金に公務災害を申請したが「収集業務との関連は認められない」とされた。審査請求も棄却され、遺族は 18 年 1 月に提訴した。

92～2018 年に市環境事業所でともに働いた明石市議の吉田秀夫さん（62）は裁判で、原告側証人として出廷した。吉田さんによると、震災の発生直後、上司から「種類を問わず、がれきはすべて収集しろ」との指示を受けた。10 日ほどで路上のがれきを取り除いたものの、ごみ置き場には建築材やスレート板が絶えまなく運ばれた。収集車に積み込むときや、車の回転板で粉砕する際に粉じんが舞った。1 年ほど続いたがれきの収集業務で衛生マスクは着けていたが、石綿の取り扱いについて注意を受けた記憶はないという。

島谷さんは亡くなる 1 年前、病床で「石綿を吸ったのは震災がれきの収集しか思い当たらないんや」と話した。2005 年、尼崎市では元クボタ工場の周辺住民の石綿被害が明らかになったが、島谷さんは石綿を扱う工場の近くで生活したことはなかったからだ。

島谷さんの発病後、明石市は震災がれきの収集に従事した職員や元職員ら約 160 人にアスベスト検診を実施。胸膜プラークが 1 人から見つかった。

基金側は裁判で、石綿を含むがれきが大量に廃棄されていた証拠はない▽収集車でがれきを破砕しても、肺胞まで到達する微細な粉じんにはならない▽同僚職員に中皮腫の発症例はない▽腹膜中皮腫の潜伏期間は平均約 40 年で島谷さんの発症期間は短いーーとし、請求の棄却を求めている。

元警官の公務災害認定も

石綿被害を調査している「NPO ひょうご労働安全衛生センター」によると、阪神大震災では、被害が大きかった神戸市長田区を発生から約 1 カ月間巡回し、14 年に胸膜中皮腫で亡くなった元警察官が公務災害の認定を受けている。建物解体に従事し、中皮腫を発症するなどした 4 人も労災認定されたという。

吉田さんは体の異変を感じていないが、「潜伏期間の長さを考えると、阪神大震災の石綿被害は今後、本格化するのでは」と危惧する。島谷さんの訴訟について「復興に向けて懸命に働いた職員が安心できる判決が出てほしい」と話している。

[大災害対策]

・「危機管理対策マニュアル策定指針」について更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html

地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続し、図-1.1 の赤色点線のようにならず、黄色破線のようにサービスレベルを一定以上に保つため、かつ、諸活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠です。

また、「危機管理対策マニュアル策定指針」策定当初から、10 年余の歳月が経過し、その間に平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 27 年９月関東・東北豪雨、平成 28 年１月の西日本一帯における寒波、平成 30 年７月豪雨などの大規模災害や施設事故を経験しており、今後も上記のような大規模災害等が発生する可能性が高く、水道事業者等は、より的確に対応することが求められます。

今回、上記の大規模災害等発生時の対応から顕在化した課題、知見等を反映することにより、更に実働的な危機管理対策マニュアルを策定するために改訂を行うこととしました。

また、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定にあたり、効率的にその概要及び作成方法について理解を深めつつ、作業が可能となることを目的に、図-1.2 に示すように、危機管理対策マニュアル策定指針類のうち、共通部分となる災害対策の基本条件を整理し、とりまとめた「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」を新たに策定しました。

順次改訂版を厚生労働省ホームページへ掲載していきますので、各水道事業者におかれましては、ご参考にしてください。

令和２年度８月より順次改訂しており、「※改訂済※」としている策定指針は、令和２年８月６日、「改訂済」は令和２年 12 月 16 日及び令和３年３月 17 日に策定指針を改訂したものです。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・都道府県別の変異株（ゲノム解析等）確認数（3 月 23 日時点）の資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6RHLQ3UL3Uw6Rst7Y

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J98FjbvFE4L0iAS1Y

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wPZUWcZz14oVNtpY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 24 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8sRma_RB5bgnBWhY

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 23 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tx-c-xZ_aA_HbBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tx-c-xZ_aA_GLBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-sxuY_xJ7bAvCOBY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6RHLQ3UL3Uw6Rt97Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ＥＵ、コロナワクチンの輸出規制強化へ

＜ロイター　2021 年 3 月 25 日＞

https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-eu-vaccines-idJPKBN2BG2OK

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/24 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(3/12 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・「5 人に 1 人、生理用品が買えない」　調査結果に広がる支援

＜朝日新聞　2021 年 3 月 24 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/854ad6bdee315a98477010c4d178f89ca2e5eeb4

生理用品に関するアンケートに答えた女性のうち、5 人に 1 人が過去 1 年以内に金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがある――。大学生らの調査でこんな結果が出た。国会でも取り上げられ、コロナ禍もあって困窮する女性の支援策として生理用品の経済的負担を減らそうという動きが広がっている。

アンケートは大学生らが立ち上げた団体「#みんなの生理」が 2 月にホームページや SNS を通じて学生対象に実施。今月 2 日までに 671 件の有効回答があり、生理用品について過去 1 年に「金銭的理由で入手に苦労したことがある」人が 20・1%いた。「交換頻度を減らした」人が 37・0%、「生理用品でないものを使った」人も 27・1%いた。

団体によると、1 周期で使う生理用品代を千円、初潮から閉経までを 38 年として試算すると、生涯の生理用品代は約 45 万円。共同代表を務める谷口歩実さんは「想像していた以上の結果。コロナ禍でアルバイトが減った学生もいて、支援がなければ困る人は増えていくと思う」と話す。

アンケートは国会でも取り上げられた。4 日の参院予算委員会で公明党の佐々木さやか参院議員は「生理の貧困の問題について、実態を把握し、学校での無償配布など必要な対策を」と訴え、丸川珠代男女共同参画相は「コロナの感染拡大によって女性が特に大きな影響を受けているということも踏まえ、今後何ができるか検討したい」と応じた。

19 日にも同委で、立憲民主党の蓮舫参院議員が質問。生理用品の交換頻度を減らしたり、痛み止めを買えずに学校も仕事もいけなかったりする例を示しながら、「これは自己責任とは言えない」と対策を迫った。菅義偉首相は対応に当たる NPO への支援に触れ、「活動を少しでも後押しすることができればいいなというふうに思っている」と答えた。

政府は 23 日、コロナで苦境にある女性を支援するための交付金に 13・5 億円を投じることを決めた。相談事業などを行う NPO などを自治体を通じて支援する。想定される事業として、孤立した女性の居場所づくりなどとともに、生理用品の提供が含まれることになった。

困窮支援の一環で生理用品代を軽減する動きは国内外で広がっている。英スコットランドでは無償法案が昨年 11 月に可決。ニュージーランドでも今年 6 月から高校までの児童・生徒に無償配布を始める予定だ。

日本では東京都豊島区が今月 15 日から、防災備蓄の生理用品を食品などとセットにして計 730 組を無償配布。

兵庫県明石市も４月から全市立学校や公共施設でナプキンを無料で提供する方針を決めている。

****

[3] 「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書を公表します
～事務所衛生基準規則の改正に向けて～

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17543.html

厚生労働省の「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」（座長　髙田礼子 聖マリアンナ医科大学教授。以下、「検討会」という。）では、このたび、事務所における衛生水準のあり方及び同基準を見直すことについての検討結果を報告書に取りまとめましたので、公表します。

事務所衛生基準規則は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、事務室の空調や明るさなどの環境管理、トイレ設備や更衣設備などの清潔を保持するための措置、休憩や休養などを行うための設備、及び救急用具を定めたものであり、これまで 50 年にわたり、労働者が事務作業に従事するあらゆる業種の事務所において、衛生水準の確保を担ってきました。近年、女性の社会進出や活躍の推進、高年齢労働者や障がいのある労働者を含む全ての労働者にとって働きやすい環境の確保への重要性が高まっているところです。こういった背景から関係する有識者による検討を行ってきました。

検討に当たっては、事務所の実状や事務所における労働者のニーズを把握するとともに、関係する国の規格や学会基準なども参考にしつつ、トイレ設備、休憩等のための設備や、作業環境測定の頻度、照度等に関する基準が、現在の事務所の実態に照らして衛生基準として妥当であるかについて検討しました。この報告書は、令和２年８月から令和３年２月までに６回にわたり開催された検討会がその結果を報告書としてとりまとめたものです。厚生労働省においては、本報告を踏まえ、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の改正について、労働政策審議会において審議を行う予定です。

■「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」報告書のポイント

＜事務所衛生基準の見直しの方針（主なもの）＞

○　トイレ設備

・男性用と女性用とを区別して設ける原則、設置すべき便所の便房数の基本的考え方は維持する。

・独立個室型の便房からなる便所（バリアフリートイレを含む。）については、条件を満たす場合は１つの便所として取り扱う。

・少人数の事務所においては、男性用と女性用に区別しない独立個室型の便房からなる１つの便所をもって足りるとすることも選択肢に加えることが妥当である。

・それ以外の事務所において、男性用便所、女性用便所に加えて設ける独立個室型の便所を１つの便所として取り扱うことが妥当である。

○　休養室等

・休養室・休養所については、専用のスペースでなくても、随時利用が可能となるよう機能の確保に重点を置くべき。

○　照度

・一般的な事務作業における作業面（机上）の照度を 150 ルクス以上から 300 ルクス以上に、付随的な作業（粗な作業）における照度を 70 ルクス以上から 150 ルクス以上に見直すことが妥当である。

■別添資料１　事務所衛生基準のあり方に関する検討会報告書
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000757146.pdf

■別添資料２　事務所衛生基準のあり方に関する検討会報告書の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000757147.pdf

□参考資料　事務所衛生基準規則ほか関係条文等
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000757148.pdf

事務所衛生基準のあり方に関する検討会の開催状況等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13194.html

****

[4] 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」の改訂及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」の策定について

＜農林水産省　2021 年 3 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/210324.html

農林水産省は、今般、新たに得られた食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を考慮して、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」を改訂し、令和 3～7 年度で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを示した「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」を策定しましたのでお知らせします。

概要

1.　安全な食品の安定供給は農林水産省の重要な任務の一つです。農林水産省は、食品中の有害化学物質の実態を調査し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がどの程度あるか（リスク）を推定しています。そして、その結果、悪影響がないと言い切れない場合は、あらかじめ食品の安全性を向上させる措置を策定し普及しています。

その際、農林水産省は、科学的原則に基づくとともに、国際的に合意された枠組みに則って食品安全行政を推進するため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記載された作業手順に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理を実施するに当たっては、この標準手順書に基づいて、食品中の有害化学物質の含有実態や食品由来の摂取量などの収集した食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を考慮して、有害化学物質の中から、優先的にリスク管理を行うものを選定しリスト化するとともに、当該リストに掲載した危害要因のうち、今後 5 年間で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを示した中期計画を策定しています。

2.　今般、新たに得られた食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を参照し、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（優先リスト）を改訂し（別添 1 参照）、あわせて、当該リストに掲載した危害要因のうち令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示したサーベイランス・モニタリング中期計画（別添 2 参照）を策定しました。

3.　今回の優先リストの改訂では、アザスピロ酸（海産毒素）、麦角アルカロイド類（かび毒）、パーフルオロアルキル化合物(※1)（環境中の残留性有機フッ素化合物）、ニトロソアミン類(※2)（食品の製造過程で生成する化学物質）を新たに追加しました。

4.　一方、農薬として登録されていた有機塩素化合物については、優先度を下げました。

(※1) パーフルオロオクタンスルホン酸、パーフルオロオクタン酸等を含む

(※2) N-ニトロソジメチルアミン、N-ニトロソジエチルアミン等を含む

今後の対応

・優先リストに掲載した危害要因について、新たなサーベイランス・モニタリング中期計画に基づいて調査を計画的に実施します。

・調査によって得られたデータ等に基づいて、食品の安全性を向上させる措置の必要性やその具体的内容の検討、既に講じている食品の安全性を向上させる措置の有効性の検証・見直しを実施します。

用語の解説

・リスク管理：すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。

・サーベイランス：問題の程度、又は実態を知るための調査のことを指す。ある有害化学物質がどのような食品にどの程度含まれているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、摂取量の推定、基準値の検討、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。

・モニタリング：矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す。例えば、飼料中に含まれる有害化学物質について、農林水産省が設定した飼料中の基準値を超過していないかを

確認する検査が該当する。調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用する。

関連情報

・農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書
（平成 17 年 8 月 25 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/index.html

・リスク管理検討会（令和２年度第２回リスク管理検討会議事概要等）
https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/arc.html

****

[5] 花王株式会社との共同研究により「動物を用いないヒトの毒性予測手法 」の開発を始めました（NICE プログラム）

～動物実験削減に貢献すると共に、毒性リスクのない材料 開発の効率化を図り、企業のイノベーションを支援して参ります～

＜製品評価技術基盤機構　化学物質管理センター　2021 年 3 月 22 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/newsrelease/2020/20210322.html

NITE（ナイト ）［独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原］は、イノベーション協創プログラム（以下「 NICE プログラム」という。）の一環として、動物を用いない簡便な毒性予測法の開発に向けた連携 を、花王株式会社（以下「花王」という。）と 開始 しました。本連携では、NITE が有する専門家向けの毒性予測技術と、花王が有するコンピュータによる 化学構造解析の技術とを融合させることにより、化学構造 をもとにした化学物質の毒性予測法の開発を行います。NITEは、本連携を通じ、動物実験削減に貢献すると共に、毒性リスクのない材料開発の効率化を図り、企業のイノベーションを支援して参ります。

１．NITE は、オープン・イノベーション時代にふさわしい、外部機関との連携の推進、情報、技術等の活用を図り、我が国のイノベーションに貢献するため、その保有する情報・設備等を積極的に提供する「NICE プログラム」を令和２年２月から実施しています。これに伴い、プログラムを紹介する Web サイト※１を公開し、事業者における課題の相談・提案のためのイノベーション・ハブ（協創する窓口）を設置し、事業者からの提案を随時受け付けています。

２．今般、花王より、「動物を用いないヒトの毒性予測手法」の開発に関する提案がありました。花王は、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献することを使命としています。

３．NITE は、化学物質の有害性に関する情報を長年に渡り蓄積し、これらの知見を基に毒性予測の支援システム「HESS」※２の開発・運用を行ってきました。HESS は、通常は予測が困難な全身毒性（体のあらゆる臓器・部位を対象とした毒性）を対象としており、毒性の専門家向けのシステムとして開発されました。花王からの提案に対し、NITE は、花王が有する化学構造解析の技術を用いて、専門家向けの NITE の毒性予測技術を定式化することにより、より簡便で汎用的な化学物質の毒性予測法の開発が期待できると考え、令和３年２月１日、花王と共同研究契約を締結しました。

４.簡便な化学物質の毒性予測技術開発により、国際的に推進されている動物実験削減に貢献できるだけでなく、材料設計や材料探索の段階における安全性評価を加速化し、毒性リスクのない材料を効率良く開発することが可能になります。NITE は、このような連携の波及効果により企業のイノベーションを支援して参ります。

※１ https://www.nite.go.jp/nite/innovation/nice.html

※２ 有害性評価支援システム統合プラットフォーム（Hazard Evaluation Support System Integrated Platform、通称：HESS）　https://www.nite.go.jp/chem/qsar/hess.html

報道発表資料

https://www.nite.go.jp/data/000122701.pdf

※NICEプログラムについて

https://www.nite.go.jp/nite/innovation/nice.html

※有害性評価支援システム統合プラットフォーム
（Hazard Evaluation Support System Integrated Platform、通称：HESS。化学物質の毒性予測支援システム）
https://www.nite.go.jp/chem/qsar/hess.html
****
[6] ***化学物質管理マニュアル***
◇中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアル（第３版）
＜全国中小企業団体中央会　2021 年 3 月 17 日＞
https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/chemical-manual20210302.html
****
[7] ***農薬***
◇農薬「セダキサン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111141

◇農薬「ピリオフェノン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201214151

◇農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201214152

◇農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201214155

◇残留農薬分析技術に関する情報を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 3 月 18 日＞
http://www.acis.famic.go.jp/bunseki/index.htm

◇農薬の検査技術に関する調査研究報告を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 3 月 18 日＞
https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken2019.htm
　　令和元年度(農薬調査研究報告書第 12 号を全掲)
****
[8] ***食品安全衛生関係***
◇食品安全情報（化学物質）　No.06（2021)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年 3 月 18 日＞
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202106c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 19 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=02&from_day=19&to=stru

ct&to_year=2021&to_month=03&to_day=05&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc
2 月 19 日～3 月 5 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇『食品の安全性に関する用語集』を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/yougoshu.html
****

[9] *温暖化対策関係*

◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業省・環境省告示第２号）

［官報］　令和 3 年 3 月 25 日　本紙　第 459 号　4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210325/20210325h00459/20210325h004590004f.html

○経済産業省・環境省告示第２号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、令和二年経済産業省・環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件）の全部を改正する。

令和 3 年 3 月 25 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志
環境大臣　　小泉進次郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

（平成三十年度における係数）

第一条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素　量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、〇・五一二〇・五〇〇又は〇・四八八とする。

（令和元年度における係数）

第二条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和元年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すもの

として適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四八八又は〇・四七〇とする。

（令和二年度における係数）

第三条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和二年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四七〇とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第３号）

［官報］　令和３年３月25日　本紙　第459号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210325/20210325h00459/20210325h004590004f.html

〇経済産業省・環境省　告示第３号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）第一条第五号の規定に基づき、平成二十二年皿済鑓業皿告示第三号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和３年３月25日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

環境大臣　　小泉進次郎

第四号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

****

[10] ***環境安全関係***

◇『「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』の改訂について

＜環境省　2021年３月25日＞　https://www.env.go.jp/press/109361.html

地下水の保全と持続可能な利用を図るための方策を示した手引きである『「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』を改訂しました。本ガイドラインは、地下水をめぐる最近の動向と地下水保全に向けた技術的・制度的課題、地下水保全の基本的な考え方を整理し、地方公共団体等を対象に地下水保全施策の参考となる情報を提供するものです。

１．背景・経緯

平成26年７月に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）第３条には、基本理念として、水は国民共有の貴重な財産であり公共性の高いものであること、総合的な管理と適正な利用によってその恩恵が将来にわたって享受されなければならないことなどが示され、水循環の一部を構成する地下水においても、地下水が水循環系全体に与える影響を監視しながら、地下水域を単位とし統合的かつ一体的な保全を行うことが求められていま

す。

さらに、第五次環境基本計画の策定（平成 30 年４月）、新たな水循環基本計画の策定（令和２年６月）など環境政策にかかわる基盤整備が進展し、地下水においても、地域循環共生圏の創造や地下水マネジメントの展開など、「健全な地下水の保全と持続可能な利用」を図る地下水管理方策が必要とされています。

このような背景から、環境省では、平成 28 年４月に作成した『「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』を改訂し、地下水をめぐる最近の動向と地下水保全に向けた技術的・制度的課題、地下水保全の基本的な考え方を再整理・追加しました。また、地下水の保全・利用に関する施策例を紹介した別冊『「地下水保全」事例集～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～』についても、地下水保全に先進的な地域の取組事例を追加しました。

２．ガイドラインの構成

「地下水保全」ガイドライン（第二版）

「地下水保全」事例集（第二版）

３．ガイドラインの掲載場所

本ガイドラインは、下記環境省のホームページに掲載しています。

http://www.env.go.jp/water/jiban/guide.html

◇（仮称）山形県遊佐町沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109356.html

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（ジクロロイソシアヌル酸等 4 品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について　　3 月 18 日～4 月 16 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200502&Mode=0

◇石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について　　3 月 19 日～4 月 17 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200505&Mode=0

◇石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者案に関する意見募集について　　3 月 19 日～4 月 17 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200506&Mode=0

◇水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 6 次報告案）に関する意見の募集（パブリックコメント）について　　3 月 16 日～4 月 14 日

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　http://www.env.go.jp/press/109304.html

◇ウニコナゾールＰに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

3 月 17 日～4 月 15 日

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 3 月 17 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_uniconazolep_030317.html

---

◇令和２年度補正(第３号)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）の公募期間延長について
＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109362.html

---

[公募結果、意見募集結果]
◇危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する件　意見募集の結果
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200499&Mode=1

◇環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　http://www.env.go.jp/press/109324.html

◇「第９次水質総量削減の在り方について（答申)」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109379.html

---

[調査結果]
◇令和２年度地中熱利用状況調査の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109367.html

---

◇令和２年度「学術情報基盤実態調査」の結果報告について
ー大学における大学図書館及びコンピュータ・ネットワーク環境の現状についてー
＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1418398_00002.htm
調査結果の主なポイント
大学図書館編
令和元年度の図書館資料費は709億円であり、前年度までの減少傾向から転じ、1億円増加。そのうち、紙媒体の資料（図書と雑誌の合計）に係る経費は256億円であり、前年度より17億円減少した。また、電子媒体の資料（電子ジャーナルと電子書籍の合計）に係る経費は342億円であり、前年度より12億円増加した。
オープンアクセスの観点から教育研究成果をインターネット上で無償公開する「機関リポジトリ」を持つ大学は、620大学（77.4%）となり、前年度より17大学増加。
コンピュータ及びネットワーク編
学内ネットワーク（学内LAN）を有する801大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は272大学（34.0%）となり、前年度より18大学増加。また、対外接続を行っている801大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は188大学（23.5%）となり、前年度より33大学増加。
情報システムをクラウド化している大学は732大学（91.4%）となり、前年度より25大学増加。クラウド化の効果として、612大学（83.6%）が「利便性・サービスの向上」を、596大学（81.4%）が「管理・運用等にかかるコストの軽減」を挙げている。
令和2年度「学術情報基盤実態調査」について（概要）
https://www.mext.go.jp/content/20210317-mxt_jyohoka01-000010396.pdf

****

[12] *その他省庁発表*
◇医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件（厚生労働省告示第 95 号）

［官報］　令和３年３月24日　本紙　第458号　５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210324/20210324h00458/20210324h004580005f.html

○厚生労働省告示第95号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和３年３月24日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
第一条　医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第三第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一・二　(略) **第二条**　法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～五　(略) **第三条**　法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～九　(略) **第四条**　法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十八　(略) 十九　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容 二十　(略)	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三第八号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一・二　(略) **第二条**　法第六条の五第三項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～五　(略) **第三条**　法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～九　(略) **第四条**　法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十八　(略) (新設) 十九　(略)

◇炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第65号）

［官報］　令和３年３月24日　号外　第65号　6～7頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210324/20210324g00065/20210324g000650006f.html

---

◇大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（財務省告示第73号）

［官報］　令和３年３月24日　号外　第65号　50頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210324/20210324g00065/20210324g000650050f.html

---

◇輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第74号）

［官報］　令和３年３月24日　号外　第65号　51頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210324/20210324g00065/20210324g000650051f.html

---

◇学校教員統計調査-令和元年度（確定値）結果の概要-
＜文部科学省　2021年３月25日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1uacwW5Ff1rwbH

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第 810 回）の開催について　　3 月 30 日、web 上

＜内閣府　2021 年 3 月 25 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai810.html

（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬　３品目

オキサチアピプロリン

ピリベンカルブ

ベンチアバリカルブイソプロピル

・農薬及び動物用医薬品　１品目

スピノサド

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN003 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「JPAN007 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）令和３年度食品安全委員会運営計画について（案）

（4）その他

・第４回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催します　　３月 31 日、非公開

＜厚生労働省　2021 年 3 月 24 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17511.html

「薬物の適正使用」

・「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議の開催について　　3 月 29 日

＜文部科学省　2021 年 3 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1uacwW5FflrwbG

1.　令和２年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況等の報告の確認について

2.　その他

[開催記録、報告、資料等]

・持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラムサイドイベント「カーボンニュートラル：アジア太平洋地域の未来～脱炭素移行への貢献～」の結果について　　3 月 23 日

＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109387.html

****

[14] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・風邪ウイルス、10 歳未満で感染率が 2 倍以上に　コロナ流行以降

＜毎日新聞　2021 年 3 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210325/k00/00m/040/036000c

新型コロナウイルスの流行下で、風邪の原因となる「ライノウイルス」の感染リスクが 10 歳未満の子どもの間で例年の 2 倍以上に上昇したと、河岡義裕・東京大医科学研究所教授（ウイルス学）らの研究チームが発表した。コロナ対策でインフルエンザの感染が減ったことが影響したと考えられるという。

ライノウイルスは、鼻や喉などの上気道に炎症を起こすウイルス。肺炎などの合併症で重症化する場合もある。

研究チームは 2018 年 1 月～20 年 9 月、横浜市内の医療機関で採取された新型コロナ以外の呼吸器疾患患者 2244 人（うち 10 歳未満 1119 人）の検体を解析し、呼吸器疾患を起こすウイルスについて調べた。

その結果、横浜市で 20 年 2 月に新型コロナの感染者が報告されて以降、10 歳未満の子どもからインフルエンザウイルスはほとんど検出されなかったが、ライノウイルスの検出率は例年の 2 倍以上だった。10 歳以上ではいずれのウイルスも検出率が低下した。

一般的に、あるウイルスに感染すると、免疫が活性化して別のウイルスに感染しづらくなるため、インフルエンザ流行時期にはライノウイルス感染が少ない傾向がある。チームの高下恵美・国立感染症研究所主任研究官（ウイルス学）は「新型コロナ感染対策によってインフルエンザが流行しにくくなり、結果的にライノウイルスに感染しやすい環境が整った。特に幼い子どもはライノウイルスへの免疫がないために、感染しやすいと考えられる」としている。

新型コロナやインフルエンザはウイルスの表面に「エンベロープ」と呼ばれる脂質でできた膜があり、アルコール消毒液などで壊れて不活化しやすいが、ライノウイルスはエンベロープを持たず、アルコール液が効きにくいという。高下主任研究官は「せっけんを使った手洗いはライノウイルスにも有効だ。子どもを感染から守るためにも、アルコール消毒に加えて十分な手洗いを心がけてほしい」と話す。

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について

＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109447.html

---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・「改変たんぱく質」効率よく作る技術を開発　東大と阪大

＜朝日新聞　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3R540GP3DPLBJ002.html

大阪大学と東京大学の研究グループが、たんぱく質に「ペプチド」をくっつけ、効率良く改変する技術を開発した。ペプチドは、アミノ酸が鎖のようにつながったもので、様々な作用を持つ。改変たんぱく質を使った新薬や遺伝子治療の開発につながる可能性があるという。

たんぱく質もペプチドも、アミノ酸がつながってできたものだ。違いは大きさで、アミノ酸が数十個より小さいものをペプチドと呼ぶ。

東大グループは、アミノ酸が十数個つながったペプチドを多種類作り、特定のたんぱく質と結合が強いものを探し出す技術を開発してきた。阪大グループは、この技術で見つけたペプチドで、薬などに使える改変たんぱく質を作ろうと考えた。

たとえば、免疫たんぱく質の「抗体」は通常、病原体などの「抗原」1 種類にしか反応できないが、抗体にペプチドがつくと、抗原 2 種類以上に反応できるようになる。こうした抗体は「多重特異性抗体」と呼ばれ、性質を生かして薬に使われている。

研究グループはまず、様々なたんぱく質でペプチドが結合できる場所を推定し、ペプチドをつけたたんぱく質を作成できることを確認。次に、抗体に環状にしたペプチドをくっつけたところ、4 種類の抗原に反応する抗体ができた。

別の抗体にペプチドをつけたと…

********** 以上 **********